

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 3 年 1 月 2 8 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張していると解される。

請求人はインターネットカフェ他で宿泊をよぎなくされていた。その宿泊場所は電話で知らせている。また、通院を 1 月 2 6 日に行っており、その通院した病院のことも連絡していたにもかかわらず、1 月 2 8 日に「却下」しているのは、言語道断である。

さらに、1 月 3 0 日、都内（〇〇区内）において暴力行為にあり、火傷（ケロイド状）を負わされたのは、きちんと役所が保護しなかったからである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 0 月 1 9 日	諮問
令和 5 年 1 1 月 1 7 日	審議（第 8 3 回第 2 部会）
令和 5 年 1 2 月 2 2 日	審議（第 8 4 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 法 1 9 条 1 項は、次に掲げる者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。

ア その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

イ 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

(3) 法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項 1 号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を挙げている。

また、同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

そして、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、

申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとしている。

さらに、同条5項は、同条3項の通知は、特別な理由がある場合を除き、申請のあった日から14日以内にしなければならないとしている。

- (4) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めることができるとしている。

また、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をしないときは、保護の開始又は変更の申請を却下することができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、住居がない請求人は、令和3年1月14日、処分庁に本件申請を行ったものの、宿泊場所が決まらないうちに事務所を出ていったことが認められる。

そして、処分庁は、請求人との連絡手段がなく、請求人からは自らの都合により事務所に連絡があっても、その連絡は自らの用件を一方的に述べるもので、自分の居所を明らかにしないまま、事務所から立ち去ったり、電話を切電するというものであった。

そのため、処分庁にとっては、請求人が居所不明の状態が続いていたことが認められる。

そうすると、処分庁が、本件申請から14日目（上記1・(3)参照）である令和3年1月28日に、請求人の居所及び生活状況等の調査ができないため、保護の要否判定及び程度の決定ができないと判断して本件申請を却下したことは、上記1の法令等の定め に則って適正になされたものといえ、不合理な点は認められない。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張するが、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来